

化保第186-2号
令和6年9月26日

液化石油ガス販売事業者 }
保安機関 } 代表者 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長 石曾根 祥子
(公印省略)

2024年度LPガス消費者保安月間の実施について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年10月は経済産業省が定める「LPガス消費者保安月間」であり、全国一斉に啓発活動が実施されます。県ホームページにおいても、LPガス消費者保安啓発活動を推進し、事故の未然防止を呼び掛けております。

については、法令遵守及び事故防止対策の一層の徹底並びに別紙の重点項目の実施に御協力くださいますようお願いいたします。

担当 液化石油ガス担当 柴田
電話 048-830-8439
E-mail a2970-03@pref.saitama.lg.jp

別紙

1 2024年度LPガス消費者保安月間の重点項目

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止及び燃焼器具の適切な使用方法を周知する。また、業務用換気警報器・CO警報器の設置を促進する。
- (2) 一般消費者等に対し、次の点を周知する。
 - ① 販売事業者等による保安業務の内容
 - ② 消費機器の適切な維持管理方法
 - ③ CO中毒事故防止対策及びガス漏えい時の適切な対処方法
 - ④ ガス供給設備近傍で工事を行うときの販売事業者への事前相談
- (3) 上下水道等の工事関係者からLPガス供給設備近傍での工事の相談があったときは、ガス配管等の情報を適切に提供するほか、必要に応じて工事に立ち会う。
- (4) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対し、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。
- (5) 災害発生時には「LPガス災害対策マニュアル（令和5年3月改訂）」に基づいた取組を着実に実施する。
- (6) LPガス容器運搬にあたっては「移動の基準」を遵守する。

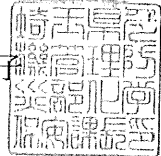
2 参考

埼玉県におけるLPガス事故の発生件数は、令和5年度が11件、今年度が8月末時点で5件です。

化保第186-1号
令和6年9月26日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長 石曾根 祥子



2024年度LPガス消費者保安月間の実施について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年10月は経済産業省が定める「LPガス消費者保安月間」であり、全国一斉に啓発活動が実施されます。県においても、経済産業省のLPガス消費者保安月間実施要綱に基づき、LPガス消費者保安啓発活動を推進し、事故の未然防止を呼び掛けます。

ついては、貴協会会員あて保安月間の趣旨を周知の上、別添の通知を貴協会のホームページへ掲載いただきますようお願いいたします。

併せて、啓発活動の結果について支部ごとに別紙報告書を取りまとめの上、令和6年11月29日（金）までに電子メールで担当あて御報告くださいますようお願いいたします。

担当 液化石油ガス担当 柴田
電話 048-830-8439
E-mail a2970-03@pref.saitama.lg.jp

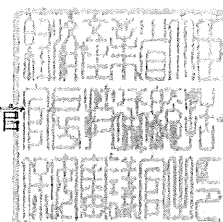
経済産業省



20240905保局第3号
令和6年9月5日

埼玉県知事 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



2024年度LPガス消費者保安月間の実施について

当省では、昭和60年度から毎年10月をLPガス消費者保安月間として定め、LPガス消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動を推進してきており、別添のとおり実施要綱を定めています。

貴都道府県におかれましては、従来からLPガス消費者保安啓発の推進に努めてこられたことと存じますが、本年度につきましても、高圧ガス保安協会及び関係団体と協力の上、別添の実施要綱に従ってLPガス消費者保安啓発活動の推進に努められるようお願いいたします。

また、関係団体、LPガス販売事業者及び保安機関に対して、本件実施の趣旨に関して周知徹底を行うとともに、LPガス消費者保安啓発活動等の効果的な実施のため、関係団体、LPガス販売事業者及び保安機関への指導方よろしく申し上げます。

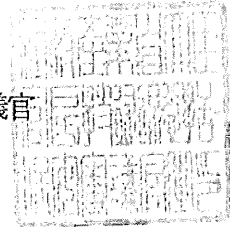
経済産業省

20230906保局第1号

LPガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

令和5年9月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



LPガス消費者保安月間実施要綱

1. 趣旨

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、令和3年4月にLPガスの安全に向けた取組について定めた「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、公表した。本計画は、2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを理念目標としている。

近年の事故発生状況を鑑みつつ、安全・安心な社会を実現するため、LPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、本省、各産業保安監督部等、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

2. 実施時期

毎年10月1日から10月31日まで

3. 実施重点項目

以下の点について重点的に実施する。

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。

業務用厨房等において、業務用調理機器を使用する際の機器のメンテナンス不良や換気不足によるCO中毒事故が発生していることから、業務用調理機器の定期的な掃除、メンテナンスや十分な換気的重要性を周知すること。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。

- (2) 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。
- (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策では、供給管・配管の事故防止対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと。
- (4) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。
- (5) 災害発生時における保安確保のための具体的な取組について令和5年3月に「LPガス災害対策マニュアル」を改訂しており、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。

4. 実施事項

- (1) 経済産業省は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したLPガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。
- (2) 経済産業省は、LPガス安全委員会（LPガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の取り組みを通じた保安啓発活動の協力を要請する。
 - ① 業務用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ② 家庭用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ③ 地震時対応LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ④ 水害時対応保安ガイドの印刷・配布
 - ⑤ 雪害対応保安ガイドの印刷・配布
 - ⑥ 他工事事務対応保安ガイドの印刷・配布
 - ⑦ 保安啓発ポスターの作成・配布
 - ⑧ LPガス安全委員会ホームページを通じた情報提供
- (3) 経済産業省は、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。
- (4) 経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、本保安月間において、安全装置付き器具への交換促進、空き部屋等も含めたリフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認、長期使用製品安全点検制度への理解促進及び集中監視システムの普及促進等に努めること（集中監視システムについてはサイバーセ

キュリティーの確保に留意しつつ普及に努めること。)を要請する。また、LPガス販売事業者が行う保安業務の内容並びに消費者が行うLPガス設備の維持管理の項目・方法に関する周知を行うことを目的とした各種保安活動を実施するよう、LPガス関係団体及び各産業保安監督部等を通じて要請する。

なお、経済産業省は、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月21日から施行する。
- 2 LPガス消費者保安月間実施要綱（20220914保局第1号）は、廃止する。